

6 月号

令和 8 年  
(2026年)  
No.565

ひ広報

# ひのはら

## 神戸国際マス釣場 リニューアル



### ◆◆◆ 主な内容 ◆◆◆

財政状況の公表	2
企(起)業誘致優遇制度について	4
第38回払沢の滝まつりの開催日が決定しました	6
青梅年金事務所より年金の相談や受給手続は事前予約を	8
国民健康保険税の改定について	10~11
総合がん検診(個別検診)のお知らせ	17

# 令和7年度下半期 財政状況の公表

村の財政状況を毎年2回お知らせしています。  
 今回は、令和7年度下半期（10月～3月）の一般会計を中心にお知らせします。  
 令和7年度の一般会計予算は、下半期4回の補正を行い歳入・歳出とも、44億764万3千円となっています。

## 令和7年度 下半期収支状況

(単位：千円)

会計別	予 算 額			収入済額	収入割合	支出済額	支出割合	備 考	
	上半期末	補 正	計						
一般会計	4,599,242	△ 151,499	4,447,743	(500,000) 4,540,743	(%) 102.1	(48,000) 4,143,428	(%) 93.2	・収入の( )は、一時借入金 ・支出の( )は、特別会計への一時繰出金	
特別会計	国民健康保険事業勘定	364,725	△ 12,465	352,260	343,875	97.6	340,193	96.6	
	国民健康保険直診勘定	223,295	12,692	235,987	(27,000) 229,895	97.4	229,856	97.4	
	都民の森管理運営事業特別会計	139,587	0	139,587	(20,000) 128,488	92.0	128,481	92.0	
	介護保険特別会計	484,742	5,283	490,025	493,313	100.7	477,238	97.4	
	介護サービス事業特別会計	55,572	△ 6,600	48,972	(1,000) 48,669	99.4	48,392	98.8	
	後期高齢者医療特別会計	97,557	△ 4,688	92,869	92,399	99.5	91,719	98.8	
	合 計	5,964,720	△ 157,277	5,807,443	(48,000) 5,877,382	101.2	(48,000) 5,459,307	94.0	

※特別会計の収入済額欄に記載してある( )は、一般会計からの一時繰入額です。

※一般会計には繰越事業費(40,100千円)が含まれています。

## 村税の状況

(単位：千円)

科 目	予算現額	収入済額	収入率(%)
村民税	89,272	93,988	105.3
固定資産税	98,603	98,459	99.9
軽自動車税	9,129	9,181	100.6
村たばこ税	2,700	2,814	104.2
特別土地保有税	1	0	0.0
入湯税	1,650	1,671	101.3
合 計	201,355	206,113	102.4



■ 村民税
■ 固定資産税
■ 軽自動車税
■ 村たばこ税
■ 特別土地保有税
■ 入湯税

## 歳 入

(単位：千円)

科 目	予算現額	収入済額	収入率(%)
村民税	201,355	206,113	102.4
地方譲与税	55,500	59,966	108.0
利子割交付金	900	855	95.0
配当割交付金	2,500	2,550	102.0
株式等譲渡所得割交付金	4,500	3,779	84.0
法人事業税交付金	15,000	12,941	86.3
地方消費税交付金	56,429	56,429	100.0
自動車取得税交付金	1	0	0.0
環境性能割交付金	4,000	3,268	81.7
地方特例交付金	3,801	3,801	100.0
地方交付税	1,507,421	1,538,650	102.1
交通安全対策特別交付金	1,000	1,434	143.4
分担金及び負担金	1,836	1,067	58.1
使用料及び手数料	36,149	38,068	105.3
国庫支出金	286,854	176,683	61.6
都支出金	1,529,352	1,284,032	84.0
財産収入	12,259	12,005	97.9
寄附金	18,200	18,862	103.6
繰入金	419,080	419,078	100.0
繰越金	174,430	174,431	100.0
諸収入	117,176	26,731	22.8
村債	0	0	—
合 計	4,447,743	4,040,743	90.8
	一時借入金	500,000	—
	合 計	4,540,743	102.1

## 歳 出

(単位：千円)

科 目	予算現額	支出済額	支出率(%)
議会費	73,483	72,063	98.1
総務費	915,252	839,192	91.7
民生費	906,740	874,079	96.4
衛生費	452,859	445,095	98.3
農林水産業費	497,519	395,308	79.5
商工費	283,157	264,662	93.5
土木費	500,622	470,443	94.0
消防費	147,734	142,656	96.6
教育費	342,703	331,345	96.7
災害復旧費	151,620	100,920	66.6
公債費	79,177	79,177	100.0
諸支出	80,503	80,488	100.0
予備費	16,374	0	0.0
合 計	4,447,743	4,095,428	92.1
	一時繰出金	48,000	—
	合 計	4,143,428	93.2

※1,000円未満の数値は端数調整していますので、実際の額と異なる場合があります。

※繰越事業費(40,100千円)が含まれています。

# 令和7年度公営企業会計 財政状況の公表について

令和7年度公営企業会計の財政状況等をお知らせします。(3月末時点)

## 簡易水道事業

### 概況

給水水栓 1,112 栓 (3月末時点)

給水量 319,610<sup>m</sup>

一日平均給水量 876<sup>m</sup>

### 簡易水道事業会計

(単位：千円)

区分		予算額	執行額	執行率
収益的収支	収入	131,335	130,717	99.5
	支出	132,684	116,046	87.5
資本的収支	収入	370,205	386,956	104.5
	支出	384,103	384,120	100.0

※令和6年度から繰り越した事業費 27,985 千円を含む。

※資本的支出において、執行額が予算額を上回った理由は、基金利子収入の増加に伴い、基金積立金が増額となったためです。

## 下水道事業

### 概況

排水面積 102ha (3月末時点)

有収水量 221,813<sup>m</sup>

一日平均有収水量 608<sup>m</sup>

### 下水道事業会計

(単位：千円)

区分		予算額	執行額	執行率
収益的収支	収入	238,262	235,905	99.0
	支出	247,722	243,126	98.1
資本的収支	収入	100,554	100,554	100.0
	支出	100,554	100,551	100.0

※令和6年度から繰り越した事業費 9,460 千円を含む。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 127

# 企（起）業誘致優遇制度について

企（起）業誘致優遇制度は、檜原村における環境や地域特性に適合した企（起）業誘致を推進するため、企（起）業に対して必要な優遇措置を講じることにより、産業の活性化及び雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の発展及び村民生活の向上に資することを目的に、一定の要件を満たした企業が村内において新たに事業を新設する場合に各種優遇措置を受けられる制度です。

## 【制度の概要】

- 対象地域 檜原村全域
- 指定事業者 企（起）業誘致優遇制度を希望する事業者は、あらかじめ指定を受ける（指定事業者となる）必要があります。
- 企（起）業誘致優遇制度を受けられることができる事業者等

- 1) 対象事業者 村内で営利の目的をもって事業を営む法人、その他当制度の目的を達成するため、村長が適当と認める法人。
- 2) 雇用者数 対象施設の常用雇用者数は2名以上とし、原則として村内住民を2分の1以上雇用することを要件とします。
- 3) 事業用地等 対象となる事業用地及び事業用資産についての制限はありません。

## ●企（起）業誘致優遇制度を受けられることができる事業者の要件

- 1) 檜原村環境保全条例（平成21年制定）を遵守する事業者であること。
- 2) 地域の特性に適合し、環境の保全に必要な措置が講じられていること。
- 3) 業績の安定性、信頼性等が優良かつ見込まれること。
- 4) 施設の設置、操業、業務開始が工場立地法その他の関係法令に適合していること。
- 5) 国税及び地方税、その他公共料金を滞納していないこと。

## ●優遇制度の種類及び内容

制度の種類	制度の内容
操業助成金	指定事業者が取得した事業所の土地、家屋及び償却資産に対して賦課された固定資産税のそれぞれの年度の納付額に相当する額（事業開始後、賦課された最初の年度より3年間）
雇用促進助成金	指定事業者が事業所において新規雇用した者のうち、事業開始日以前から本村に居住し、住民基本台帳法第5条の規定により登録されている者のうち、新規雇用の日から1年以上継続して雇用されたものの人数（2年目の適用については、前年までの適用人数のうち最も多い人数からの増員分を対象とします。）に20万円を乗じて得た額（事業開始の日から2年間で200万円を限度）
上下水道料金及び電気料金助成金	指定事業者が事業所において上下水道及び電気の使用を開始した月から3年分の上下水道料金及び電気料金のうち、当該使用した月から1年分を単位として、納付した使用料の額の100分の30を乗じて得た額（1年分につき50万円を限度）
用地取得助成金	指定事業者が購入した事業の用に供する土地に係る固定資産評価額又は賃貸用施設の用に供する家屋及び土地の賃貸料（土地等賃貸料）に100分の50を乗じて得た額（1,500万円を限度、ただし、土地等賃貸料については、事業開始の日から3年間で300万円を限度）
用地造成助成金	指定事業者が事業の用に供するために購入又は借り入れた土地で、施設の建設のための造成費の100分の50を乗じて得た額（1,000万円を限度）
施設設置助成金	指定事業者が設置した事業所の建設価格に100分の50を乗じて得た額（1,500万円を限度）
機械設備設置助成金	指定事業者が設置した事業所又は賃貸用施設内に設置した機械設備で、事業の開始に伴い新たに設置し、固定資産税の償却資産の課税対象となった機械設備の取得価格に100分の50を乗じて得た額（1,000万円を限度）
利子補給助成金	檜原村小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱（平成11年要綱第2号）における利子補給を受けていない指定事業者で、当該事業の用に供するための融資を受けている指定事業者に対し、当該貸付利率の年1.5パーセントに相当する額（貸付利率が年1.5パーセント以下の時は、当該貸付利率から0.1パーセントを差し引いた率）（150万円を限度）

※用地取得助成金・用地造成助成金・施設設置助成金・機械設備設置助成金は、4つの助成金を合計し、3,000万円を限度額とします。

## ●本制度により指定された指定事業者

- ①フロンティアジャパン株式会社（藤倉地区）
- ②株式会社ウッドボックス（小岩地区）
- ③株式会社 KEIKOKU（数馬地区）
- ④カノトセラピールーム（神戸地区）
- ⑤スイートルーム株式会社（下元郷地区）

詳しい内容等は、下記へお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556

## 「空き家相談窓口」からのお知らせ

令和6年4月1日より「相続不動産」の登記が義務化されました。

「空き家相談窓口」では、相続登記がなされていない土地、建物及び未登記の住宅を所有している方を対象に登記するための必要書類の相談や司法書士等の専門家による相談窓口の紹介を行っています。

村の空き家活用事業に「空き家登録」して頂く場合も相続登記が必要となりますので、この機会に相続登記をすることをお勧めします。

ご相談者をお待たせしないため、予約制とさせて頂いています。相談をご希望の方は、あらかじめ電話で予約の上ご来庁ください。

相談を希望の方で来庁が難しい場合は、日程を調整の上ご自宅への訪問相談も行いますので、お問い合わせください。

**相談日**：月・火・金

**時間**：午前9時～午前11時 午後1時～午後3時まで

**場所**：檜原村役場西庁舎（企画財政課むらづくり推進係）

**担当**：関谷・中澤

◎ お問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556

## 緑の募金にご協力お願いします

緑の募金は森林の整備や緑化の推進に活用されます。檜原村役場、都民の森、やすらぎの里に募金箱を設置しますので、ご協力お願いします。

◎ お問い合わせ先 産業環境課 農林産業係 内線 129・130

## 監査結果報告

檜原村監査委員により下記の監査が行われました。

### 例月出納検査

#### 1 対象

令和7年度3月分 檜原村一般会計及び5特別会計

令和7年度3月分 2公営企業会計

#### 2 実施日

4月28日（火）

#### 3 審査方法

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか会計ごとに調書を作成し、現金の出納及び保管の状況を検査しました。

#### 4 結果

令和7年度3月分一般会計及び5特別会計、令和7年度3月分2公営企業会計を検査した結果、伝票、証拠書類等正確に整理されており指摘事項もなく良好であり、正確に執行されていました。

◎ お問い合わせ先 議会事務局議事係 内線 311

## お知らせ

# 第38回払沢の滝まつりの開催日が決定しました!

**日時**：8月22日(土)、23日(日)  
午後3時から午後9時(予定)  
**場所**：檜原小学校校庭及び払沢の滝周辺  
※詳細は広報ひのはら8月号折込にてお知らせします。



◎ 問い合わせ先 産業環境課観光商工係 内線 122・128

## 家庭用防犯カメラ等設置費補助金の申請を受け付けています

村では村内における犯罪の発生を抑止し、安全で安心な村づくりに寄与することを目的として、家庭用防犯カメラ、またはカメラ付きインターホンを設置した個人を対象に、補助金を交付します。

### 対象者

村内に住所を有し、村内の個人所有の住宅、または賃貸等住宅に家庭用防犯カメラまたはカメラ付きインターホンを設置した個人

### 補助対象経費

家庭用防犯カメラ及びカメラ付きインターホン(設置交換費用含む)

### 補助限度額

20,000円 ただし、補助金額は補助対象経費の1/2の額

例1 30,000円の防犯カメラを購入し自分で取り付けた場合

補助金額  $30,000円 \times 1/2 = 15,000円$

例2 カメラ付きインターホンの交換を依頼し、本体代を含む工事費が40,000円だった場合

補助金額  $40,000円 \times 1/2 = 20,000円$

例3 30,000円の防犯カメラの取付を業者に依頼し、本体代を含む工事費が50,000円だった場合

補助金額  $50,000円 \times 1/2 = 25,000円$  ただし上限20,000円につき20,000円

### 申請方法

補助金交付申請書(総務課窓口で配布または村ホームページからダウンロード)に防犯カメラ等や設置費用の領収書及び設置した防犯カメラ等の状況が確認できる写真を添付の上申請してください。

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 内線 505・216

# 令和8年度会計年度任用職員 (パートタイム) 募集

## ◆募集する職種及び人員

職種	業務内容(人数)	勤務時間等
運転手	湯久保地区 児童・生徒の移動支援(1名)	週3日 午後3時30分~午後7時00分

※小中学校の状況により、軽作業(草刈り等)の業務を行っていただく場合もあります。

- ◆応募期間 6月8日(月)~26日(金)※土・日を除く  
受付時間:午前9時~午後5時(正午から午後1時までを除く)
- ◆報酬等 規定の報酬・交通費を支給
- ◆雇用形態 会計年度任用職員
- ◆選考方法 書類審査、面接
- ◆応募方法 6月26日(金)までに総務課で配布、又は、檜原村ホームページに掲載された「令和8年度檜原村会計年度任用職員申込書」に必要事項を記入の上、総務課総務係まで提出してください。なお、提出された書類は返却しません。

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 内線 212・216



## 司法書士による無料法律相談のお知らせ

相続、遺言、クレジット、消費者金融などで困っていること、悩みごと、わからないことはありませんか。東京司法書士会三多摩支会による無料法律相談を開催します。お気軽にお越しください。

- 日時 7月9日(木)午後1時~午後4時(受付時間 午後0時50分~午後3時30分)
- 場所 檜原村役場3階住民ホール
- 対象者 村内在住の方
- 相談方法 面談による相談

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・115  
東京司法書士会三多摩支会 TEL 042-527-1919

〈広告〉

### 建築一式工事業

都知事許可(般-6)第87705号

## (有)吉澤工務店

代表取締役 吉澤 伸行

檜原村2733-2 (代)TEL 598-0551

FAX 598-1008

日の出町事務所・工場 TEL 597-0984

E-mail:yoshizawa-k@kve.biglobe.ne.jp

季節折々のお弁当・オードブルをお届けします

- ご友人&ご親族の集まり
- お祝い・法事・おせち料理
- イベント・自治会(団体)の会食



檜原村内配達OK  
車両乗入れ可能な場所



☎ 080-7227-8781



LINEで相談注文OK

合計注文8,000円以上

未滿&村外\*は+配達料500円で配達

\*あきる野市・日の出町の一部

ご予算などお気軽  
にご相談ください!



岡部 竜州 檜原村 2005



# マイナンバーカードの電子証明書の更新について

☆マイナンバーカードに格納されている電子証明書の有効期限は5年です

有効期限を迎える方は、電子証明書の更新手続きが必要です。有効期限の2～3か月前を目途に地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から有効期限通知書が送付されます。

電子証明書の更新は、「本人」もしくは「代理人」が手続きを行うことができます。

以下の書類等をご用意の上、村役場1階村民課窓口までお越しください。

手続きを行う方	手続きに必要なもの
本人の場合	①マイナンバーカード ②有効期限通知書 ③暗証番号
代理人の場合	①本人のマイナンバーカード ②有効期限通知書 ③照会書兼回答書に必要事項（暗証番号については、現在設定されているもの）を記入のうえ、専用封筒に入れられたもの。 ④代理人の本人確認書類（写真付きなら1点、それ以外の場合は2点必要）

☆マイナンバーカード及び電子証明書更新手続きに関して

有効期限通知書が届いた方に、代理で更新手続きをすると言って、マイナンバーカードと暗証番号をだまし取ろうとする不審な電話に注意してください。見知らぬ第三者にマイナンバーカードを渡し、暗証番号を教えないようお願いします。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 115

## 青梅年金事務所より 年金の相談や受給手続は事前予約を!

年金見込み額等のご相談や、年金の請求・受給者死亡等の手続は、事前の予約をご利用いただくことで、お客様のご都合にあわせてスムーズに対応できます。ぜひご利用ください。

お電話でのご予約の際は、基礎年金番号の分かる基礎年金番号通知書や年金手帳、年金証書をご準備ください。

◎インターネット予約

「日本年金機構 予約相談」と検索 〈受付時間〉午前8時00分～午後11時30分

◎予約受付専用電話番号

TEL 0570-05-4890 〈受付時間〉平日 午前8時30分～午後5時15分

〈広告〉

### 消防・防災全般

#### 備えあれば憂いなし!

消火器・住宅用火災警報器・消防ポンプ・消防団用品  
防災用品全般販売・消防設備設計・施工・保守点検  
建築設備・防火対象物点検

### 株式会社 セイフティー

(旧:株式会社 きしの防災)

東京都知事許可(般28)第83107号  
〒197-0822 東京都あきる野市小川東1-2-11  
TEL 042-533-2461 FAX 042-533-2462  
safety@sft-bousai.com

### 一般建築・リフォームのことなら なんでもご相談下さい!!



一般建築・リフォーム

### 株式会社 光寿建築

東京都知事許可(般6)第123420号

代表取締役 野村 正雄

〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村435-2

TEL 042-598-0870

FAX 042-598-1300

# 令和8年度から適用される 村民税・都民税のここが変わりました

## 1. 給与所得控除の見直し

### ●対象者

給与収入金額が190万円以下の方・給与所得控除の最低保障額が、現行の55万円から最大10万円引き上げられ、65万円となります。

## 2. 大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設

大学生年代の子等に対する控除制度が新設され、所得要件の緩和と段階的に控除額が逦減する（徐々に減っていく）仕組みが導入されます。

### ●対象者

以下のいずれにも該当する方と生計を一にする納税義務者

- ・年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者及び青色事業専従者等を除く）
- ・合計所得金額が58万円超123万円以下（給与収入のみの場合は123万円超188万円以下）
- ・控除対象扶養親族に該当しない

### 【特定親族】

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が、58万円超123万円以下（※）の人をいいます。

親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

※なお、親族の合計所得金額が58万円（給与収入のみの場合は123万円）以下の場合、特定親族特別控除の対象にはなりませんが、扶養控除の対象となります。（年齢19歳以上23歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は45万円です。）

## 3. 各種扶養等に係る所得要件の引上げ

扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が以下のように変更されます。

<改正前と改正後の比較>

所得要件	改正前 (給与収入金額)	改正後 (給与収入金額)
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円 (103万円)	58万円 (123万円)
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等 雑損控除を認められる親族の総所得金額等 家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円	65万円
勤労学生の合計所得金額	75万円 (130万円)	85万円 (150万円)

#### 4. 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充の延長

令和7年度税制改正において、子育て世帯（9歳未満の子を有する世帯）及び若者夫婦世帯（夫婦いずれかが40歳未満の世帯）が認定住宅等の新築等をして令和6年中に入居した場合に、住宅ローン控除の借入限度額を上乗せする措置が講じられましたが、この措置が令和7年中に入居した場合にも延長されました。

次のいずれかの条件に該当した場合に適用できます。

住宅ローン控除の借入限度額

住宅の区分	改正前	改正後
認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	4500万円	5000万円
ZEH水準省エネ住宅	3500万円	4500万円
省エネ基準適合住宅	3000万円	4000万円

また、新築住宅の床面積要件を40平方メートル以上に緩和する措置（合計所得金額1,000万円以下の年分に限る。）について、建築確認の期限が令和7年12月31日（改正前：令和6年12月31日）に延長されます。

◎ 問い合わせ先 村民課税務係 内線 112・114

## 国民健康保険税の改定について

### ● 国民健康保険税の改定について

国民健康保険制度は、加入者が保険税を出し合って医療費に充てるための制度です。国民健康保険の安定した運営などのために、都道府県で保険税水準の統一を目指しており、東京都からも区市町村のあるべき保険税率である「標準保険税率」を毎年示されていますが、現行の檜原村の保険税率は、この「標準保険税率」より低いものとなっています。

これらのことから、村では段階的な税率改定により被保険者の加重とならないよう配慮しながら、標準保険税率を目指す20年間の目標を定め、改定を実施しました。これに伴い、令和8年度の税率を次ページのとおり決定し、令和7年中の所得を基準に本算定を行い7月中旬に納税通知書にてお知らせします。

なお、4月から年金から引き落としされている方は、10月から保険税の本算定額による調整を行います。

### ● 産前産後免除制度について

出産される国民健康保険被保険者の国民健康保険税の所得割額と均等割額が、産前産後期間の4か月間（多胎妊娠の場合は6か月間）免除されます。

免除を受けるにあたり申請が必要になります。詳しくは檜原村ホームページまたは担当までお問い合わせください。

### ● 子ども・子育て支援金制度が始まります

すべての世代や企業の皆様が、子育て世帯を支える新しい仕組みとして、「子ども・子育て支援金制度」が令和8年度から創設されます。子育て施策を拡充するため、新たに「子ども・子育て支援金分」の賦課・徴収が令和8年度から開始され、皆様が加入する医療保険（国民健康保険、後期高齢者医療、被用者保険など）の保険税・保険料とあわせてご負担いただくこととなります。

## 《医療給付費分》

区 分	令和7年度	令和8年度
所得割額	5.35/100	5.57/100
均等割額	28,100円	29,700円
限度額	660,000円	670,000円

## 《後期高齢者支援金分》

区 分	令和7年度	令和8年度
所得割額	1.66/100	1.75/100
均等割額	9,600円	10,100円
限度額	260,000円	260,000円

## 《介護納付金分》

区 分	令和7年度	令和8年度
所得割額	1.60/100	1.65/100
均等割額	12,200円	12,500円
限度額	170,000円	170,000円

## 《子ども・子育て支援金分》

区 分	令和8年度
所得割額	0.29/100
均等割額	1,800円
18歳以上均等割	100円
限度額	30,000円

18歳以上均等割とは、18歳以上の被保険者に対して均等割額に加算される額です。  
(子育て世帯を支援するという制度の趣旨から、18歳未満の均等割額は10割軽減されます。)

◎ 問い合わせ先 村民課税務係 内線 117

《広告》

## 健康保険で出来る訪問医療マッサージ

- ・麻痺や関節拘縮がある方
  - ・足の痺れや膝の痛みで歩行が大変な方
  - ・寝たきりや車いす生活の方
  - ・デイに通っていても利用できます
  - ・無料にてお試しマッサージもできます
- \* 歩行困難や通院が大変な方が対象です**

健康保険を使用する場合は  
医師の同意書が必要になります

**はりきゅう・りあん**

あきる野市淵上205

院長 小野知哉

090-2734-7741

\* 当院より直線16キロが範囲となります

～今月の納期～

6月30日（火）です

・村都民税（普通徴収）第1期

納め忘れのないようにお願いします。

エル・キューアール

～地方税お支払サイト～

eL-QR 付き納付書なら  
簡単便利にキャッシュレス納付



詳細はこちら→

※介護保険料、後期高齢者医療保険料の支払いには対応していません。

## 環境・下水道

### 充電式の電池が取り外せないごみは、 透明な袋に入れて、有害ごみの日に出してください！

■充電式の電池が取り外せないごみとは

充電式のおもちゃ、電子たばこ、電動歯ブラシ、電気シェーバー など

※充電式の電池が取り外せるごみ（デジタルカメラなど）は、電池は有害ごみ（指定袋）、本体は使用済小型電子機器となります。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 120

## 指定ごみ袋（家庭用ごみ袋）の価格改定について

昨今の中東情勢の影響を受け、原油価格等原材料費が高騰しています。

そのため、6月15日（月）以降、指定ごみ袋（家庭用ごみ袋）の価格を改定します。（改定の時期は販売店によって異なります。）

ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくをお願いします。

対象のごみ袋

燃やせるごみ袋	燃やせないごみ袋
小 / 10L	大 / 30L
中 / 20L	
大 / 40L	

※改定額について：平均して1袋（10枚）あたり約45円～80円の値上がりとなります。

※買いため等はしないよう、ご協力をお願いします。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 120

# 下水道料金の減免措置について

## 下水道料金の減免を受けることができます!

### 檜原村公共下水道料金の減免措置概要

#### ■下水道料金の免除措置を行えるもの

- 生活保護法による、「生活扶助」を受給されている方
- 児童扶養手当法による、「児童扶養手当」の支給を受けている方
- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律により「特別児童扶養手当」の支給を受けている方
- 旧国民年金法による母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を有する方で、遺族基礎年金を受給されている方

#### 【免除内容】

・下水道料金	1月当たり8m <sup>3</sup> までの汚水排出量に係る料金の全額を免除します。
--------	--

#### ■下水道料金の減額措置を行えるもの

- ①公衆浴場営業 ②医療施設 ③社会福祉施設 ④生活保護法による「教育扶助」、「住宅扶助」、「医療扶助」又は「介護扶助」を受給されている方
- ⑤用水型皮革関連企業 ⑥めっき業 ⑦染色整理業 ⑧老齢福祉年金受給者
- ⑨次の生活関連業種

パン製造小売業／クリーニング業／魚介類小売業／豆腐製造小売業／日本そば店／中華そば店／野菜小売業／かまぼこ水産加工業／こんにゃく製造業／民生食堂・大衆食堂／食肉小売業／大衆すし店／あん類製造業／めん類製造業／ソース製造業／つけ物製造業／そうざい製造業／つくだ煮製造業／ハム・ソーセージ製造業／水産物仲卸業／簡易宿所営業等／理容業／美容業

なお、減免措置を受けるためには申請書を提出していただく必要があります。  
詳しくは担当までお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 120・127

環境  
下水道

# 下水道への接続は指定工事店へ

下水道への接続工事は村が指定した「檜原村指定下水道工事店」でなければ工事ができません。この工事店は排水設備（宅内）工事だけでなく、村への申請手続きを代行して行います。お気軽にご相談ください。  
※複数の工事店から見積りをとるなど、事前に工事内容を十分確認し、工事を依頼してください。

#### 下水道が使えるまでの流れ

- 接続を希望される方が指定工事店へ工事の依頼をします
- ↓
- 接続を希望される方に代わり、指定工事店が村へ申請書を提出します
- ↓
- 村が設計内容を審査します
- ↓
- 内容に不備がなければ工事に着手します
- ↓
- 指定工事店が工事をします
- ↓
- 工事が完了すると、指定工事店が村へ完了届を提出します
- ↓
- 村が検査し、合格すると下水道が使用できます



◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 120・127

## 東京都下水道局からのお知らせです

東京都下水道局では、雨の多い6月を「浸水対策強化月間」と定め、浸水の備えをお願いしています。道路にある雨水ますや側溝がふさがっていると、**雨水が適切に処理されず、浸水被害の危険性が高まります。**雨水ますや側溝にごみを入れたり、上に物を置いたりしないようお願いします。

また、「東京アメッシュ」で降雨情報を提供しています。(http://tokyo-ame2.jwa.or.jp/)

◎ 問い合わせ先 東京都下水道局流域下水道本部 TEL 042-527-4828

## あきる野商工会からのお知らせ 「住宅改修工事等助成事業」のご案内

あきる野商工会では、檜原村またはあきる野市の住民の方が所有し、かつ居住している『個人住宅の改修工事』及び『省エネ設備機器導入工事』などをあきる野商工会会員事業所（檜原村・あきる野市に店舗等がない事業者、または檜原村・あきる野市に本店登記（機能）がなく一般の地域店舗に比べて規模の大きい事業者などは会員であっても対象外）によって行った場合に、その費用の一部を助成する「住宅改修工事等助成事業」を実施します。

※ただし、助成対象物件に直接属さない外構工事等は除く

（カーポート、物置・倉庫、ブロック塀・フェンス、ウッドデッキ、駐車場の整備等）

7月1日（水）以降、商工会へ申請した後に工事着工し、令和9年2月26日（金）までに工事完了報告を提出できる10万円以上（税別）の工事に対し、見積額または工事完了後の支払額のいずれか少ない額の5%で、1世帯年1回限り10万円を上限に助成します。ただし、予算額に達し次第終了となります。詳細については、あきる野商工会までお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 あきる野商工会 TEL 042-559-4511(本所)・042-596-2511(五日市支所)

環境・  
下水道

〈広告〉

電気のことなら何でもご相談ください！



電気工事



豊富な季節家電



洗剤自動投入  
洗濯機

自動洗浄  
トイレ



補聴器の  
お取扱い

比べてみれば、やっぱり近くの電気屋さん♪

**アコス ミナミ電気**

五日市店 あきる野市五日市20  
☎ (042)596-1326  
☎ (042)596-2514

## 犬を飼っている方へ

生後91日以上犬を飼われている方は、犬の情報登録と年1回の狂犬病予防注射が法律で義務づけられています。

注射を受けたら、早めに産業環境課生活環境係で狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。

狂犬病予防注射料金は、各動物病院にお問い合わせください。

また、放し飼いをしている・引き綱をしないで散歩させている・犬のフンを始末しないなどの苦情が寄せられることがあります。飼い主の方はマナーを守り、まわりの方に迷惑をかけないようにし、人と動物との調和のとれた共生社会を実現するために次のことを守ってください。

○犬の放し飼いは危険です。放し飼いはやめましょう。また、散歩や運動の時は必ず引き綱をつけましょう。

○散歩の時は犬のフンを放置したままにしないで、持ち帰りましょう。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 120

## JAあきがわによる農業機械展示会開催!

刈払機や管理機などの農業機械の展示会を開きます。ニーズに合った農機具を実際に、見て、触って、体験してみてください。ご来場をお待ちしています。

ご来場ご相談の方にもれなく、粗品進呈!!

日時 : 6月23日(火) 午前10時~午後3時

(昼休憩: 正午~午後1時)

場所 : 檜原村役場 駐車場

展示機器 : 耕うん機、刈払機、チェーンソーなど



ゼノア 刈払機 TRZ 265W



ホンダ 耕うん機 こまめ

◎ 問い合わせ先 JAあきがわ 営農支援センター TEL 042-518-7061

環境  
水道

〈広告〉

### 一般土木工事一式

東京都知事許可(般-6)第111726号

**ICHIKEN**

**(有)市川建材土木**

檜原村2877 TEL 598-0513  
FAX 598-0047

### 24時間年中無休で安心をお届けします

◆営業品目◆

各種消火器・住宅用火災警報器・防災用品  
消防設備保守点検・防火対象物点検・避難設備  
自動火災報知設備及び消火設備設計施工

〒190-0021 立川市羽衣町3-27-19

**(株)消防弘済会**

TEL 042-523-3337代

FAX 042-525-3302

http://www.kousaikai.com

## 福祉・けんこう

### 6月の栄養相談

【日時】 6月10日（水）・24日（水）午前9時30分～午後3時

【会場】 やすらぎの里 保健センター

ご自身やご家族の栄養についての疑問や食事療法などについて、栄養士・保健師がご相談に応じます。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

栄養教室

### ヘルシ～ひのはらいふ

栄養教室「ヘルシ～ひのはらいふ」を行います。

みなさんが健康で豊かな生活を実現していけるよう、健康に関する正しい情報をお伝えする場、正しい食生活を身に付けていただく場です。今回のテーマは「高尿酸血症」です。

ぜひ、ご参加ください。

**対象者** ご興味のある方は、どなたでもお申込みいただけます（定員12名です。7月3日（金）までにお申込みください。）。

**日時** 7月15日（水）

午前10時～午後1時

**場所** やすらぎの里 保健センター

◎ 申込み・問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

### 歯・口の相談会

【日時】 6月30日（火） 午前10時～正午

【会場】 福祉センター（1階 和室）

ご自身やご家族のお口の健康予防・改善について、訪問歯科衛生士がご相談に応じます。

☆費用はかかりません。

☆お申込みは不要です。直接会場へお越しください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

# 総合がん検診（個別検診）のお知らせ

総合がん検診の個別検診を、下記の表の2箇所の医療機関で実施します。

実施内容等については、以下のとおりです。この機会にぜひ受診し、ご自身の健康管理にお役立てください。

実施医療機関	日の出ヶ丘病院	檜原診療所
検査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・胃がん検診（バリウムを飲み X 線撮影検査） ※日の出ヶ丘病院のみで受けることができます。</li> <li>・肺がん検診（X 線撮影検査）</li> <li>・大腸がん検診（便潜血検査）</li> <li>・前立腺がん検診（血液検査）</li> <li>・肝炎ウイルス検診（血液検査）</li> </ul> <p>*これまでに肝炎ウイルス検診を受診された方は対象外となります。</p>	
対象者	檜原村内在住の30歳以上の方で、総合がん検診（個別検診）を希望される方。 *検診の種類によって受診可能な年齢が異なるものがあります。	
費用	<b>無料</b>	
申込期間	6月1日（月）～ 令和9年2月5日（金） 午前8時30分～正午、午後1時～午後4時30分（土・日・祝日を除く）。	6月1日（月）～ 令和9年3月5日（金） 午後1時～午後4時（土・日・祝日を除く）。
申込方法	上記期間内にお電話にてお申込みください。 申込先：日の出ヶ丘病院 電話番号：042-588-8666	
受診期間	7月1日（水）～ 令和9年2月26日（金） ※土・日・祝日を除く。 受診時間等詳細につきましては、直接お問い合わせください。	7月～令和9年3月※土・日・祝日を除く。 受診時間等詳細につきましては、直接お問い合わせください。

福祉・

◎ 問い合わせ先  
 福祉けんこう課けんこう係  
 TEL 042-598-3121



〈広告〉

**不動産の売買・賃貸・仲介・管理**

土地や家、不動産を売りたい方、貸したい方  
 相続物件の買取や空家解体のご相談など  
 お気軽にお問い合わせください

**東京マウンテン株式会社**

  
**Tokyo Mountain**  
 檜原村 792-13（笹平）  
 TEL: 042-519-9117

東京都知事(2)第106189号  
 公益社団法人 全日本不動産協会 正会員  
 公益社団法人 不動産保証協会 正会員

<https://tokyomountain.com>  
[info@tokyomountain.com](mailto:info@tokyomountain.com)

東京都『女性のがん検診受診応援事業』のお知らせ

子宮頸がん検診 または 乳がん検診 を受診した方に  
健康関連グッズ か 東京ポイント をプレゼント！

実施内容

子宮頸がん検診または乳がん検診を受診した方に、東京都から  
2,000円相当の健康関連グッズまたは東京ポイント2,000ptを提供します。

東京都がん検診啓発キャラクター  
モシカモくん



対象者

都民の方のうち、令和8年度に

- 子宮頸がん検診を受診した20歳以上の女性 又は
- 乳がん検診を受診した40歳以上の女性

※検診は、住民検診（区市町村が実施するもの）のほか、職域検診（企業や健康保険組合が実施するもの）や人間ドックでも可。

申請方法

都が開設する特設サイト上の申請フォームによりお申し込みいただきます。  
サイトの開設は10月頃を予定しています。

その他

- 申請に当たっては、検診機関が発行した結果通知をアップロードしていただくことが必要になります。検診結果通知は失くさずに保管ください。
- 本事業は、令和9年度も実施予定です。



子宮頸がん検診は、20歳から2年に1回  
乳がん検診は、40歳から2年に1回 かならず受診しましょう！

東京都保健医療局のHPで  
最新の情報をご確認ください。

東京都保健医療局HP | 東京都のがん検診 ▶



本事業に関するお問合せ先

東京都保健医療局保健政策部健康推進課  
TEL : 03-5320-4367

東京都

# 秋川流域病児・病後児保育室 「ぬくもり」について

- ▽内 容 病児・病後児保育室は、病氣中や病氣の回復期にあり、保護者が仕事などにより家庭で保育を行うことが困難なお子さんをお預かりする施設です。あきる野市、日の出町、檜原村の3市町村内にお住まいのお子さんが利用できます。
- ▽日 時 月曜～金曜日 午前8時～午後6時（祝日、年末年始を除く）
- ▽場 所 公立阿伎留医療センター敷地内北側（あきる野市引田79-1）
- ▽対 象 3市町村内に在住で、病氣のため集団保育ができない、かつ、保護者がけがや病氣、勤務などの都合により家庭で保育を行うことができない、生後6か月から小学校3年生までの児童
- ▽費 用 1日2千円（3市町村の児童）、1日4千円（その他の児童）  
※食事や飲み物などの提供はありませんので、持参してください。
- ▽利用方法 詳しくは、下記問い合わせ先までご連絡ください。  
また「ひのはら健康情報アプリ」にも掲載しています。あわせてご覧ください。

## 檜原村こども家庭センター相談事業のご案内

檜原村こども家庭センターは、全ての妊産婦さん、子育て世帯、お子さんが相談を行うことができる場所です。ぜひご利用ください。

### \*相談対象

村内在住の妊婦と子ども（0～20歳前後まで）、またはその保護者

### \*相談できること

子どもの理解や生活への対応、学校適応等における支援方法などの、子どもにかかわる相談全般を受付けています。

「学校へ行きたがらない」「落ち着きがない」「宿題を見ていて気になることがある」など、お気軽にご連絡ください。

### \*場 所

福祉けんこう課子育て支援係（やすらぎの里内けんこう館2階）

<p>*相談日、時間 相 談 日：月、水、木、金（祝日を除く） 受付時間：午前9時～午後5時（最終受付 午後4時30分） 相談時間：原則50分程度まで（相談時間内に限る）</p>	<p>*費用  無 料</p>
<p>*予約方法 事前に予約が必要です。 電話または直接お越しください。 TEL：042-598-3122</p>	<p>*相談員  公認心理師・臨床心理士：赤木友彦</p>

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課子育て支援係 TEL 042-598-3122

# スマホで簡単 健康管理

スマホで手軽に  
健康管理ができます!

2026  
6月23日(火)  
10:00~12:00

対象  
50歳以上  
の方

参加費無料!

先着10名  
講座は事前に  
申し込みが  
必要です

相談会は  
自由参加です

## 内容

○10:00~11:00 講座

歩数計、食事（カロリー計算、栄養チェック）、  
血圧グラフ、お薬チェックなど、スマホでできる  
健康アプリの使い方をご紹介します。

○11:00~12:00 相談会

スマホのお悩み事のご相談を個別で対応します。  
相談のみでも大歓迎です!

10:00~12:00

参加・出入り自由!!

- ✓ 講座だけ
- ✓ アプリがよくわからない
- ✓ スマホの動きが遅くなった
- ✓ スマホをもっと役立てたい

## 持ち物

スマートフォン・筆記用具

## 会場

やすらぎの里 3階 多目的ホール

わたしたちが講師です!  
一人一人のペースに合わせて進めます  
のでご安心ください。楽しみながら  
スマホに親しみましょう♪



ご不明点、ご質問は福祉けんこう課までお問い合わせください

☎ 042-598-3121

問合せ：福祉けんこう課 福祉係  
委託先：つながるコーポレーション

# 児童手当・児童育成手当・乳幼児医療費助成制度・子ども医療費助成制度・高校生等医療費助成制度の現況届について

村では、令和4年度から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を不要としています。ただし、以下の方については、個別に現況届を送付します。

- ① 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が檜原村でない方
- ② 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③ 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④ 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤ その他、村から提出の案内があった方

村から現況届の案内があった方は、**6月30日(火)**までに提出してください。

期限までに届出をしないと6月以降の手当の支給、10月以降の医療証の交付が受けられなくなりますので、**必ず提出してください。**

※住所が変わった、氏名が変わった等の変更があった場合には、必ず福祉けんこう課子育て支援係まで届出をお願いします。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課子育て支援係 TEL 042-598-3122

## こちら地域包括支援センターです!!

一人暮らしの方や高齢者のみの世帯の方を対象に、各種見守り関連事業を実施しています。事業をご利用いただくことで、早期に異変に気付くことができる場合があります。詳細は地域包括支援センターへお問い合わせください。

- ◆高齢者等買い物支援事業
  - ・事前に村に登録された協力店が、注文のあった商品を自宅までお届けします。また、その際に声掛けを行う等、安否確認を行います。
- ◆高齢者ICTみまもり事業
  - ・高齢者の自宅の電球をS I M内蔵の電球に交換し、一定時間電気の点灯・消灯がない場合、事前に設定した通知先にメールを送信します。
- ◆高齢者みまもり事業
  - ・高齢者の自宅を郵便局員が毎月1回(30分)訪問して安否確認や生活状況を確認します。
- ◆高齢者電話見守り事業
  - ・毎日決まった時間に自動音声による電話をし、サービス利用者の体調・安否を確認し、事前に登録されたメールアドレスに報告します。
- ◆高齢者等ごみ収集支援事業
  - ・ごみ出しが困難な高齢者や障害者の方などを対象に、ごみや資源を玄関先まで戸別収集に伺います。また、その際声掛けを行う等、安否確認を行います。
- ◆配食サービス
  - ・食事を用意することが困難な高齢者を対象に栄養バランスのとれた食事を提供します。また、その際声掛けを行う等、安否確認を行います。
- ◆高齢者宅警報機器等取付事業
  - ・一人暮らし高齢者等の本人及び離れて暮らす家族が安心して生活できるよう、高齢者宅に通報機器を設置します。

◎ 問い合わせ先 檜原村地域包括支援センター TEL 042-598-3121

## 教育・文化

# 檜原村高等学校等就学世帯生活支援交付金の申請について

檜原村では、高等学校等へ就学する生徒の保護者に対して、就学における保護者の経済的負担を軽減するため交付金を交付します。

### 1. 補助対象者

- 檜原村の区域内に住所を有する生徒と同一世帯に属する保護者  
(住所を有する生徒の生活実態が檜原村にない方は対象外とします。)
- 次に該当する方は、交付金対象外とします。  
交付申請書提出期限(10月末現在)に村税、村の使用料を滞納している方

### 2. 交付の基準額及び交付金の額

- 交付金の基準額は、対象生徒の住所地直近のバス停から、武蔵五日市駅までの区間のバス定期券1か月分の料金とします。交付額については、年間11か月分を限度額として、基準額に乗じた80%とし、1,000円未満切り捨てとします。ただし、就学の実情に応じて交付金を減額することもあります。

### 3. 交付金の申請及び決定

- 8月上旬に交付金のご案内及び申請書を、該当者へ郵送します。交付を希望する方は、①交付申請書(様式第1号)②在学証明書(9月以降の日付)③請求書(様式第4号)④口座振込依頼書(様式第5号)に必要事項を記入し、10月末日までに教育委員会へ申請してください。交付が決定された場合は交付決定通知書(様式第2号)を、交付が認められない場合は非該当通知書(様式第3号)を送付します。  
なお、申請後、書類審査の際に、村税、村の使用料の滞納が確認されると交付対象外となります。

### 4. 交付金交付の停止及び決定の取消

- 保護者又は生徒が次に該当した場合は、翌月分から交付金の停止、又は交付決定を取り消します。  
①休学したとき ②停学になったとき ③退学したとき ④交付金を辞退したとき ⑤転出したとき  
⑥偽りその他不正の手段により、交付金の交付を受けたとき  
以上の事由が確認されたときには、交付金の一部、又は全部を返金していただくこととなります。

### 5. 報告義務

- 保護者は、交付金の交付決定後、申請内容に異動が生じた場合は、速やかに教育委員会へ報告してください。

### 6. 提出書類 ※押印はスタンプ印不可です。

- ①交付申請書(様式第1号) ②在学証明書(9月以降の日付) ③請求書(様式第4号)  
④口座振込依頼書(様式第5号)

### 7. 交付金の交付方法

- 口座振込のみ

### 交付金支払いスケジュール

- |                                |              |
|--------------------------------|--------------|
| ①交付金のご案内及び申請書の送付(該当者の方へ郵送します。) | 8月上旬         |
| ②在学する高等学校等へ在学証明の発行を依頼してください。   | 9月以降でお願いします。 |
| ③申請書(様式第1号)の提出                 | 10月末日期限      |
| ④書類審査(決定通知もしくは非該当通知郵送)         | 11月中         |
| ⑤交付金の振込                        | 12月中旬予定      |

◎ 問い合わせ及び申請先：檜原村教育委員会 教育課学校教育係 内線 221

# 令和8年度子ども体験塾 『利島サマースクール (多摩・島しょ広域連携活動助成金事業)』

**1. 目的** この事業は、檜原村・利島村に在住する児童が、伊豆七島の青い海と島の雄大な自然を舞台に交流する機会を提供し、社会性や協調性、自立性、創造性を育む一助とするものです。

**2. 実施期間** 7月19日(日)～21日(火) 2泊3日  
 役場出発：午前5時00分 竹芝発午前7時30分(予定)  
 役場到着：午後7時30分 利島発午後2時30分(予定)  
 ※往復ジェット船(予定)

**3. 実施場所** 利島村(伊豆七島)



**4. 応募資格** ①檜原村在住の小学4～6年生の児童(定員25名)  
 ②団体行動、自分の身の回りのことが自分でできる児童  
 ③保護者の同意が得られる児童

※旅館等ではなく公民館のような所に宿泊予定です。また、こちらで用意した寝袋等で就寝いただく予定です。自分の身の回りのことができるか等、ご家族でよくご相談の上、参加申込をお願いします。

**5. 応募方法** 6月12日(金)まで参加申込書を受付けます。  
 受付時間 平日：午前9時～午後5時  
 希望する方は、参加申込書に必要事項を記入のうえ、  
**檜原村役場2階教育課社会教育係**へ提出してください。  
**定員25名(先着順)**

**6. 参加費用** 10,000円(説明会時に集金させていただく予定です)  
**※お小遣い、参加費に含まれない飲食代等は、自己負担となります。**

**7. その他** 参加申込いただいた方へは、説明会の実施日等が決まり次第、あらためて通知します。サマースクールの詳細は、説明会でお知らせする予定です。

※緊急時は、原則として保護者の方に現地までお迎えに来ていただきます。  
 ※社会情勢、地震・台風などの悪天候等により、やむなく事業を中止する場合があります。



利島村キャラクターとしまん

◎ 申込み・問い合わせ先 檜原村教育委員会 教育課社会教育係 内線 227

# まなづる 令和8年度真鶴町交流事業 『海と山のこどもたちの交流会』

- 1 目的** この事業は、檜原村在住の児童に、他地域の人々と交流する機会を提供し、社会性や協調性、自立性、創造性を育む一助とすることを目的とします。
- 2 実施日** 8月6日（木）～7日（金）  
役場出発：午前9時00分（予定）  
役場到着：午後5時00分（予定）  
※往復貸切バス
- 3 実施内容** 海遊び、魚のさばき方等（予定）
- 4 実施場所** 真鶴町（神奈川県）
- 5 応募資格** ①檜原村在住の小学4～6年生の児童（定員15名）  
②団体行動、自分の身の回りのことが自分でできる児童  
③保護者の同意が得られる児童
- 6 応募方法** 6月19日（金）まで参加申込書を受付けます。  
受付時間 平日：午前9時～午後5時  
希望する方は、参加申込書に必要事項を記入のうえ、  
**檜原村役場2階・教育課社会教育係**へ提出してください。  
定員15名（先着順）
- 7 参加費用** 3,000円（体験費・保険料等）  
（当日までに集金させていただく予定です。）
- 8 その他** ・参加申込いただいた方へは、詳細が決まりましたら改めて通知します。  
・引率のボランティアも募集します。18歳以上（高校生不可）の方が対象となります。希望される方は下記問合せ先までご連絡ください。

※緊急時は、原則として保護者の方に現地までお迎えに来ていただきます。

※社会情勢、地震・台風などの悪天候等によりやむなく事業を中止する場合があります。

◎ 申込み・問い合わせ先 檜原村教育委員会 教育課社会教育係 内線 227

# 受験生チャレンジ支援貸付事業について

東京都では、学習塾等の受講料や高校・大学等の受験料の捻出が困難な一定所得以下の世帯に対して資金の貸し付けを行う「受験生チャレンジ支援貸付事業」を実施し、将来の自立に向けた意欲のある子供たちが高校や大学への進学を目指すことを支援しています。

・対象者 中学3年生又は高校3年生又はこれに準ずる方\*

※中学3年生又は高校3年生に在籍していない進学を目指す方（高校中途退学者、高等学校卒業程度認定試験合格者、定時制高校4年生、浪人生等）

貸付対象	貸付限度額
学習塾等受講料	30万円
受験料（中学3年生又はこれに準ずる方）	2万7,400円
受験料（高校3年生又はこれに準ずる方）	12万円

他にも貸し付けには条件等があるため、詳しくは下記のURLをご覧ください。

「東京都社会福祉協議会受験生チャレンジ支援貸付事業サイト」

URL : <https://jukenchallenge.jp/>



◎ 問い合わせ先 「社会福祉法人 檜原村社会福祉協議会」東京都西多摩郡檜原村2717番地（やすらぎの里内）  
TEL 042-598-0085 FAX 042-598-0487

## 図書館からのお知らせ

### ●リサイクル市・開催

図書館での保存期間が過ぎた資料、役割を終えた資料（一般書・児童書・雑誌など）のリサイクル市を開催します。ぜひお立ち寄りください。

日付：6月10日（水）から

場所：図書館

※無くなり次第終了となります

### ●本の配達について

移動図書館車（南コース・北コース）の巡回時、ご希望の方には個別でご自宅または指定場所に本を配達しています。

配達をご希望の方は図書館へお問い合わせください。



◎ 問い合わせ先 檜原村立図書館 TEL 042-598-1160

## 教養講座参加者募集!

年間を通して『俳句教室』『水彩画教室』『水墨画教室』を開催しています。素敵な作品を一緒に作りませんか？皆様の申込みを随時お待ちしております。※現在、水彩画教室は満員のため募集を停止しています

○場所 檜原村福祉センター又は檜原村役場

○参加費 無料

○対象 村内在住・在勤者

◎ 申込み・問い合わせ先 檜原村教育委員会 教育課社会教育係 内線 227



檜原村スポーツ協会 スポーツレクリエーション部 主催

# FIFAワールドカップ2026 パブリックビューイング開催!

＼みんなで応援しよう!／

日本代表  
第2戦



日本 × チュニジア



令和8年

6月21日(日)

13:00 キックオフ

(12:00 開場予定)



檜原村役場

3階 住民ホール

教育・文化



入場  
無料!

どなたでも  
参加できます



飲食  
持ち込みOK!



ゴミは各自  
お持ち帰りください

お問い合わせ

檜原村教育課 社会教育係

TEL: 042-598-1011



みんなで力を合わせて日本代表を応援しよう!

# その他

## ～東京サマーランド～ 檜原村民感謝デー

近隣の市町村にお住まいの皆様に、日頃の感謝を込めて開催します。  
この機会をぜひご利用ください。

**対 象** 村内在住・在学の方

**優待施設** 東京サマーランド

**優待期間** 6月27日(土)～29日(月)計3日間 ※土日月営業

**営業時間** 平日 午前10時～午後5時(プールのご利用は午後4時まで)  
土日祝 午前9時～午後6時(プールのご利用は午後5時まで)

**利用方法** ①来園日指定チケットを指定サイトから来園者全員分購入  
②購入時の必須アンケートにて在住・在学を回答 ※現地確認は不要です。  
※2歳以下の方はチケット購入不要です。  
※対象者1名につきチケット10枚まで購入可能です。 ※無料の方も含みます。

### 優待料金

区分	一般料金(平日/土日)	特別優待料金(平日/土日)
大人	2,600円/3,600円	1,000円/1,500円
中学生	2,100円/3,200円	500円
小学生	1,500円/2,600円	無 料
幼児・シニア	1,000円/1,900円	

※大人(高校生から64歳まで)、幼児(3歳～未就学児)、シニア(65歳以上)

**利用施設** 1 Day パス: 屋内プール+屋外プール(一部スライダー Close)、遊園地のりもの放題

※土日のみ屋外プールをオープン。※平日は屋外プールエリア Close

**注意事項** 入場制限によりチケットが完売となる場合がございます。  
施設の利用規定に従いご利用いただきます。



◎ 問い合わせ先 【お客さま専用窓口】東京サマーランド TEL 042-558-6511

## 『フレア五日市』 オープン1周年記念イベントを開催

武蔵五日市駅前拠点施設「フレア五日市」は、7月1日に1周年を迎えます。  
これまでのご愛顧への感謝とこれからも末永く「フレア五日市」が愛される施設となるよう、下記日程で1周年記念イベントを開催します。皆様のご来場をお待ちしております。

記

**日 程** 7月4日(土)  
**内 容** あきる野市、日の出町、檜原村の特産品の販売  
公式キャラクターのグリーティング等  
※来場者には、1周年を記念したノベルティを先着でプレゼントします。詳しくは、村ホームページをご覧ください。

◎ 問い合わせ先 秋川流域観光推進協議会 Tel 042-595-1135

## 河川やプール等での水の事故を防止しよう

すっきりしない天気が続いていますが、皆様お変わりないでしょうか。  
本格的な夏も間近、今年の夏を安全に楽しく過ごすために今月は、河川等での事故防止について考えていきましょう。

美しい秋川流域では、どこでも川遊びが可能一方、水難事故が発生しています。東京消防庁の調べで救急搬送された方が溺れた場所は、河川が水難事故全体の5割と最も多く、次いでプールが3割を占めています。河川では地形により流れが速い場所や水深が深い場所もあるので注意が必要です。

これらの事故を防ぐためには、

- ・ 子供から目を離さず、保護者や大人が付き添う。
- ・ 飲酒後や体調不良時、また悪天候時は河川で絶対に遊ばない。
- ・ 遊ぶ際には、必要によりライフジャケットを着用する。

等といったことが求められます。

夏のひとときの思い出をより良いものにするために、これらを守り安全・安心に夏を楽しみましょう。



◎ 問い合わせ先 秋川消防署檜原出張所 Tel 042-598-0119

## 糖尿病教室「糖尿病のすべてが学べます」

- 場 所：西多摩医師会館
- 日 程：7月から3月までの全9回(第4木曜日)午後1時30分～午後3時(12月は第3木曜日)
- 定 員：40名(要申込)
- 費 用：無料
- 内 容：医師・歯科医師・薬剤師・看護師・管理栄養士・運動指導士等による講義
- 対 象：糖尿病患者及び糖尿病予備群(家族の方も可)

◎ 申込み・問い合わせ先 (一社)西多摩医師会  
Tel 0428-23-2171(受付時間：午前10時～午後4時 土・日・祝日を除く)

## 「学校公開」及び「あいサポート研修会」のお知らせ

### ■学校公開

- 1 日時 6月20日（土）  
午前9時45分～午前11時50分
- 2 場所 都立八王子盲学校
- 3 内容 授業公開、入就学相談、寄宿舎見学等

### ■あいサポート研修会

- 1 日時 7月22日（水）  
午前9時00分～正午
- 2 場所 都立八王子盲学校
- 3 内容 ワークショップ、入就学相談等

◎ 問い合わせ先 東京都立八王子盲学校 TEL 042-623-3278

## ①インターネット公売（動産、自動車、不動産等）のお知らせ

東京都主税局では、インターネット公売（動産、自動車、不動産等）を実施します。

### 【公売申込期間】

5月29日（金）午後1時～6月15日（月）午後11時

### 【せり売り期間（動産、自動車）】

6月23日（火）午後1時～25日（木）午後11時

### 【入札期間（不動産等）】

6月23日（火）午後1時～30日（火）午後1時  
詳細は、東京都主税局 HP 又は下記問い合わせ先へ

◎ 問い合わせ先 主税局徴収部機動整理課公売班 TEL 03-5388-3027

## ②郵送受付による公売（不動産等）のお知らせ

東京都主税局では、6月12日（金）に公売公告を行い、7月10日（金）から17日（金）までの間、都税の滞納により差し押さえた不動産等を期間入札の方法により売却（公売）します。

なお、入札書は、郵送により受け付けます。

詳細は、東京都主税局 HP 又は下記問い合わせ先へ

◎ 問い合わせ先 主税局徴収部実施分 徴収部機動整理課公売班 TEL 03-5388-3027  
都税事務所実施分 徴収部徴収指導課徴収指導班 TEL 03-5388-3024  
区市町村実施分 徴収部個人都民税対策課 TEL 03-5388-3039

その他

## 村民ひろば

### “スポレク部”メンバー募集!

檜原村スポーツ協会スポーツレクリエーション部（通称：スポレク部）では、一緒に活動して下さるメンバーを募集しています。現在は「グラウンドゴルフ教室」（年12回程度、土曜日または日曜日に開催）の運営を中心に、参加者の皆様と和やかな雰囲気の中で活動中です。スポーツが好きな方、地域活動に関心のある方のご連絡をお待ちしています！

○主な活動：グラウンドゴルフ教室（総合運動場）

○対象：20歳以上、村内在住・在勤者

◎ 問い合わせ先 檜原村スポーツ協会事務局（檜原村教育委員会教育課社会教育係）  
TEL 042-598-1011（内線 227）

学校だより

# いま、檜原小学校では

## 《令和8年度がスタート》

4月6日（月）、4名の新入生を迎え、全校児童52名で令和8年度がスタートしました。4月13日（月）には「対面式」、4月22日（水）には「1年生を迎える会」を行い、全校児童が仲良く過ごしている檜原小学校です。



入学式



交通安全教室



1年生を迎える会

## 《学校公開日の様子》

4月18日（土）、今年度最初の学校公開日がありました。当日はたくさんの保護者の皆様にご来校いただき、子供たちが一生懸命授業に取り組む姿をご覧いただくことができました。その後の全校保護者会・学年保護者会にもご参加いただき、これからの1年間の学校生活についてお話しさせていただきました。これからも温かいご支援をよろしくお願い申し上げます。



## 《1、2年生遠足》（昭和記念公園）

4月24日（金）、低学年で昭和記念公園へ遠足に行きました。晴天の下、子供たちは遊具で思い切り遊び、笑顔あふれる大満足の一日を過ごしました。2年生は1年生を優しくリードしながら、長い距離を最後まで歩き抜く姿が立派でした。遠足で深まった絆を大切にしていきます。



## 【6・7月のおもな学校行事予定】

- 6月 4日（木） 避難訓練・防災訓練
- 6月 5日（金） 図書館訪問（1～4年）脊柱側彎検診（5年）
- 6月 8日（月） 体力アップ週間始 歯科指導週間始  
ふれ合い給食（2年） 歯磨き大会（6年）
- 6月11日（木） 体力等調査 生命の安全教育
- 6月12日（金） 国際交流会（6年）
- 6月15日（月） 読書週間始 メディアコントロール週間始  
バードカーピング①（6年）
- 6月22日（月）～24日（水） 臨海学園（5年）
- 6月22日（月） 水泳指導始
- 6月24日（水） バードカーピング②（6年）

- 6月25日（木） 中学生読み聞かせ
- 6月26日（金） 地域巡り（3年）
- 6月29日（月） 授業参観・保護者会（1～3年）
- 6月30日（火） セーフティ教室
- 7月 1日（水） 避難訓練
- 7月 2日（木） 授業参観・保護者会（4～6年・たんぼぼ）  
下水道出前授業（4年）
- 7月 4日（土） 学校公開（檜小まつり）
- 7月 9日（木） 落語教室（3～6年）
- 7月17日（金） 安全指導 一斉下校 終業式

その他

# 檜原村地域おこし協力隊 ひのはらだより

Vol.120



左から、松本圭史、高橋政樹、林陽浩

まつもと よしふみ  
**松本 圭史**（上元郷在住）

協力隊の活動のひとつとして、「note（ノート）」というインターネット上のサービスを活用し、情報発信をしています。noteは、文章や写真などを誰でも気軽に投稿できるブログのようなものです。主な利用者層は20代後半から40代前半で、会員数も1000万人を超えるサービスであることから、ネットを通じて多くの人に見てもらおうことが期待できます。

ゆず炭酸や白炭焙煎コーヒーなどの自身の活動や、檜原村での暮らしの様子に加え、地域の素材を活かして活動している方々、村ならではの取組などを紹介しています。それぞれの背景や思いなどを掘り下げ、移住者・協力隊ならではの視点で発信することで、檜原村の魅力を伝えることを目指しています。こうした発信を通じて、檜原村に興味を持っていただき、来訪や移住につながるきっかけ作りに取り組んでいます。

右の二次元コードで記事を読むことができます。お時間のあるときに、ぜひご覧ください。



はやし あきひろ  
**林 陽浩**（千足在住）

4月1日、東京都からの推薦を受け、環境省から「自然公園指導員」を委嘱されました。自然公園指導員とは、「国立公園及び国定公園の保護と適正な利用のために、動植物保護や美化清掃、事故防止等の利用者指導、情報提供を行う、環境省が委嘱するボランティア」となります。自然公園指導員制度は昭和32年に始まり、現在全国でおよそ二千人が委嘱されています。

私の主な活動拠点は、檜原村の80%を占める「秩父多摩甲斐国立公園」となります。具体的には下記4項目の活動を実施していきます。

- ① 公園利用者への指導（利用者が好ましくない行為をしているか、しようとしている場合に注意する）
- ② 情報の収集と報告（動植物・施設の変化に目を配り、担当部局に報告する）
- ③ 事故予防（利用者には注意喚起したり、情報提供を行う）
- ④ 自然解説（利用者には自然への理解を深めてもらう）

山に入った際には、積極的に登山道の巡視をしてきたいと思います。登山者の安心安全を守るため、また他の公園利用者の模範となるよう努めていきます。



委嘱通知書、腕章、手帳、身分証明書、徽章が届きました。

たかはし まさき  
**高橋 政樹**（千足在住）

4月11日、小岩の畑にてホップの苗を植え付けました。今回植えた品種は、ソラチエース、チヌック、そしてカスケードの3種類です。畑は、ホップ栽培に興味をお持ちの方が中心となって進めている取組で、そのご厚意により畑をお借りしながら、檜原村での新たな挑戦がスタートしました。



私は今回、その一員として畑作業のお手伝いという形で関わらせていただいています。本来であれば、単管パイプなどを組んで高く支柱を立て、ツルを空へと誘引していく必要があります。しかし、今回は初年度ということもあり、本格的な設備は整えず、まずは株をしっかりと育てること、そして来年以降につながる苗づくりを優先する方針としました。土壌や気候との相性を見極めながら、じっくりと実験栽培していきたいと考えています。

檜原村でのホップ栽培はまだ始まったばかりですが、将来的には地域の新たな特産として広がっていく可能性も感じています。もし村内でホップ作りに興味のある方がいらっしゃいましたら、来年は一緒に挑戦してみませんか。

# 5月下旬より気象の警報などが大きく変わりました。

防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表します。

## 新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流	高潮 海水面の上昇や 波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保!
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難! >					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

- ①警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されました。  
避難行動と直結するレベルがすぐわかり、避難判断の目安が明確になりました。  
【変更例】  
(旧)「大雨警報」 ⇒ (新)「レベル3大雨警報」
- ②河川の氾濫の危険度の伝え方が変わりました。  
河川の氾濫に関し「レベル5氾濫特別警報」が新設されました。  
「洪水警報」「洪水注意報」が廃止され、河川の区分に応じ、伝え方が変わりました。  
【変更例】  
(旧)「洪水警報」 ⇒ 【洪水予想河川】 (新)「レベル3氾濫警報」  
⇒ 【洪水予想河川以外の河川】 (新)「レベル3大雨警報」
- ③危険な場所から非難が必要な「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます。  
【変更例】  
(旧)「土砂災害警戒情報」 ⇒ (新)「レベル4土砂災害危険警報」

## 休日診療医療機関名のお知らせ

日(曜日)	医療機関名	住所	電話
6月 7日(日)	あベククリニック	あきる野市 瀬戸岡474-6	042-558-7730
14日(日)	米山医院	あきる野市 二宮1133	042-558-9131
21日(日)	近藤医院	あきる野市 油平35	042-558-0506
28日(日)	櫻井病院	あきる野市 原小宮1-14-11	042-558-7007
受付時間 午前9時～午前11時45分・午後1時～午後4時45分			

\*午後の診療時間は変更となる場合がありますので、事前のご確認をお願いします。また、受診の際は診療科目を事前に確認してください。

## テレホンサービスによる診療案内

東京消防庁救急相談センター TEL 042-521-2323  
携帯電話・PHSは #7119  
秋川消防署 TEL 042-595-0119  
東京都保健医療情報センター TEL 03-5272-0303

## 世帯と人口 (5月1日現在)

( )内は前月比  
世帯数 1,101 世帯 (増減なし) 人口 1,891 人 (1人減)  
男 953 人 (増減なし) 女 938 人 (1人減)

## 防災行政無線メッセージサービス TEL 042-598-1033

過去に放送した内容を聞くことができます。

## ～今月の表紙～ 神戸国際マス釣場 リニューアル

檜原村の豊かな自然の中で親しまれている、神戸国際マス釣場の管理棟が、より快適で親しみやすい施設として生まれ変わりました。

清流と調和した新施設で、訪れる人々が、ゆったりと過ごせる憩いの空間となっております。

四季を感じながら誰もがくつろげる場所へぜひ、足を運んでみてはいかがでしょうか。